

農家家計における消費支出の多元化について

河 野 あけね

(宮城県農業センター)

On the Diversification of Family Farm Expenditure in Rural Living Expenses

Akene KONO

(Miyagi Prefectural Agricultural Research Center)

1 は じ め に

我が国において、家族あるいは生活様式の全てを規制してきた「家制度」は、1948年に施行された改正民法によって一挙にとり払われた。家の代表者である戸主の下に家族が従属しているという権威主義的な家長中心の体制から、家族全員が平等の権利を享受できるかたちへと切り替えられたのである。しかし、それが実際の家族や家庭生活に反映するには、それからなお長い時間を必要とした。特に農村では根強く残り、現在でも依然「家」の存続ということが最優先され、そして何事も「家」単位で考えられる風潮がある。とはいえ民法改正後34年が経過し、また高度経済成長期を経て、農家のくらしも大きく変化した。そのような拘束力は従来に比べるとずっと弱くなった。例えば、家の財産から家族の日々の家計支出までの一切の管理を家長が行い、他の家族員は自分が自由に使える金銭を全く持たないか、あってもごくわずかであった状態から、今は各々が所得を持ち、それによる物財の購入もかなりの量に達するとみられる状況になっている。

そこで、家庭における「財布」の分かれ方、すなわち家計支出の多元化、分割の進み方を調べることによって、農家のくらし方、あるいは家族関係のあり方の実態をつかもうと考え、調査を行った。調査時期は1981年9～11月。調査対象は宮城県内の三世代農家177戸である。平均経営耕地面積は188.9aで、うち水稻単作農家は103戸(58.2%)であった。1戸当たり平均家族員数は5.7人で、5人家族が最も多かった(54戸)。

2 「財布」分割の進み方

種々の家計費目の購入の際の支払方法について、家計担当者の管理している「家計費＝家の財布」からという場合と、家族員が持っている自分の自由にできる所得＝「家族員の財布」から支払う場合とを考えた。更に「家の財布」と「家族員の財布」の割合によって5段階に分け、各家庭で行われている支払方法を回答してもらった。結果は図に示したとおりである。費目によって支払われ方には差異がみられた。これを、「家の財布から」部分が少なく「家族員の財布から」の割合が多いものほど分割が進んでいる一

多元化していると考え、順序に並べてみた。⑳以下は中学生以下の子供に関する経費であり、子供のいない農家では購入なしとなるため、その部分が多くなっている。

まず、分割が最も進んでいると考えられたのは⑱化粧品類であり、⑳遊興費、㉑装身具類、㉒本・雑誌類購入がこれに並ぶ。いずれも余暇関連費あるいは贅沢性の強い支出であり、生存上の緊要度は低いものである。個人の嗜好に左右されるものでもあり、いきおい支出・購入は個人的に行われることになるのであろう。他方、このような支出が出来るということは、家族員それぞれが持つ個人的な所得がかなり大きいものであることを示している。事実、「購入なし」の部分はごくわずかなのである。

この次の段階は被服類であった。これらについても個人的購入の割合が高い。被服は、身体の保護という意味で生存上不可欠のものであるが、現代では品物が豊富で選択の幅が広く、したがって購入に際してはそれを身に着ける人の好み強く影響するのであろう。ただし、購入のしやすさからであろうが、下着・靴下のような安価なものから高価なものへと分割が進む傾向がみられた。

逆に「常に家族員の財布から」部分が圧倒的に多い費目は、①家計用光熱水道料と②新聞購読料・TV受信料であった。これらは支払日がほぼ一定と決まっているため、また最近では預金口座からの自動振替が多くなっているため、このような結果となるのであろうが、必ずしも「常に家計費から」支払われているわけでもない。次は、③毎日の副食費と④家庭菜の購入となったが、この両者については、既に分割がかなり進んできている。以上のような費目は家族全体にかかわる共通の費用であり、「家計費」から支払われて当然と考えられるが、現実には個人的な所得の中から支払われている場合も多い。「家計費」の範囲あるいは性格が不明確になっているようである。また、⑤通院治療費、⑦クリーニング代は個人にかかる費用とはいえ、普通は家庭全体で負担しているものである。ところが意外に「家計費」からの支払いは少なく、全て個人の支払いという割合が高い。このような状況をみると、家庭における「財布」の分割はかなり進んでいると言わざるを得ない(なお、子供の費用については親である若夫婦の「財布」から支払われるのではないかと予想したが、おもちゃ類を除き、「家

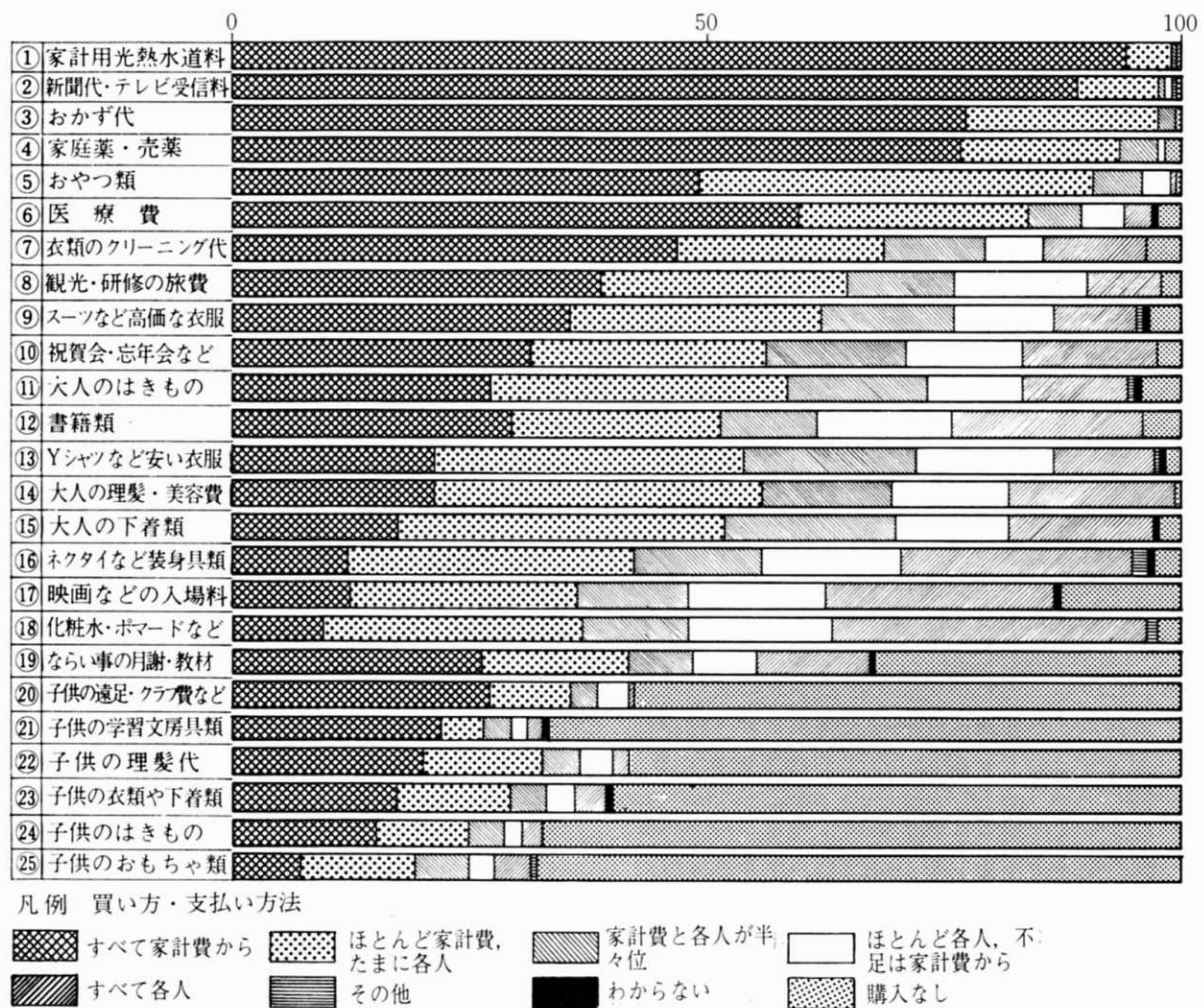


図 家計費目別支出方法調査結果

の財布」からの支払いが多かった)。

3 分割の進み方と家族構成

次に、これを家族の働き方と関連させてみてみた。専業農家(14戸)、世帯主とあとつぎ・その他の家族員兼業(29戸)、世帯主・あとつぎ兼業(28戸)、あとつぎのみ兼業(39戸)等に分類し、それぞれのグループ間の比較を行った。光熱水道料やTV・新聞代については、グループ間の差はほとんどなく、分割の進み方の順序もほぼ同じ傾向を示した。しかし、各費目ごとに比べてみると、支払方法(図中の凡例)の割合は異なっていた。例えば、世帯主・あとつぎその他兼業農家では、どの費目についても「常に家の財布から」の割合が少なく、「常に家族員の財布から」が多くなっており、働き手がふえるほど、分割が進んでいる状況がみられた。農外就業することによって各人がまとまった所得を持つようになったことが、ストレートに

支出面に反映したと考えられる。また、専業農家でも「財布」の分割は進んでおり、個人的に支出するという割合はむしろあとつぎのみ兼業農家より多かった。

以上のように、現在、農家の家計支出については非常に多元化していることがわかった。それは、それぞれ家族各人に自由につかえる所得——それもかなり多額の——があるということを背景に成り立っていることであり、ここにはもはや権威をもった家長の存在は認められない。しかしながら「家計費」という名が示すように、まさに家族にかかわる費用までもが個人的な支出に置きかわってしまった家庭を、「家族員が平等の権利を持った家庭」と呼べるのだろうか。むしろ家庭のまとまりの崩壊、家族関係の弛緩・歪みといったものがうかがえる。「平等な家庭」と「分解した家庭」の境はどこにあるのか。今後はこの点について、引き続き消費生活の面から検討していきたい。